

第6回厚生文教常任委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和2年6月25日（木曜） 午前10時00分 開会			
	休憩 10:52-11:05, 11:24-13:15, 13:51-13:53, 14:14-14:15			
	午後 2時21分 閉会			
	休憩時間： 2時間07分		会議時間： 2時間14分	
会議場所	役場3階 第1委員会室			
出席委員 氏 名	委員長 立川 美穂	委員 梶澤 幸治		
	副委員長 渡辺洋一郎	委員 寺町 平一		
	委員 中田智恵子	委員 広瀬 重雄		
	委員 橋本 和仁	委員 常通 直人	議長 早苗 豊	
説明員	保健福祉課長	大野 邦彦	社会教育課長	日下 勝祐
	保健福祉課長補佐	塚田 直子	社会教育係長	大石 秀人
	社会福祉係主査	角 諭志	社会教育係主査	村島志津佳
	障がい福祉係長	矢野 貴士	学校教育課長	有澤 勝昭
	介護保険係長	林 宏明	学校教育課長補佐	清末 有二
	高齢者相談係主査	柳澤 倫世	学校教育係長	橋本 岳
	住民生活課長	藤野 元成	給食係長	矢後 浩史
	住民生活課長補佐	剣持 和裕		
	生活環境係長	齋藤 和也		
参考人				
欠席委員 氏 名				
事務局職員	事務局長 仲野 裕司	主査 上田 瑞紀		
『会議に付した事件と会議結果など』				
1 開 会 委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する				
2 議 件 (1) 調査事項 ア 保健福祉課の主要事業等について 委員長：担当課から説明願います。 保健福祉課長：要配慮者支援事業については社会福祉係主査、地域生活支援事業については障がい福祉係長、介護保険一般管理事務については介護保険係長から説明します。 社会福祉係主査：要配慮者支援事業。資料1-1により説明。災害時に自力では避難移動できない人を守るため、その方の情報を事前に登録することで緊急時だけでなく、日頃から安否確認にも役立て、地域の中で安心して生活することができる体制				

を整えるもの。今年度は登録されている方に対し、内容の確認、更新のために事業を実施する。検討課題及び解決策、各方針の詳細は資料のとおり。

障がい福祉係長：地域生活支援事業。資料1-2により説明。検討課題及び解決策、各方針の詳細は資料のとおり。地域おこし協力隊任用・採用が遅れている。新型コロナの影響により応募を検討していた人が保留となっているためであるが、生活体験住宅の住宅整備等は進めている。受け入れについても予定どおりとしている。

障がい福祉係長：令和3年度施行第6期芽室町障がい者福祉計画策定に向けたスケジュール等について説明。7月に第5期計画の評価、8月にアンケート実施、9月にアンケート集計・部会説明、12月に計画原案を部会に説明、1月下旬にパブコメ実施、2月下旬に計画案部会答申。厚生文教常任委員会への説明は12月頃を予定している。

介護保険係長：介護保険一般管理事務。資料1-3により説明。検討課題及び解決策、各方針の詳細は資料のとおり。

介護保険係長：令和3年度施行第8期芽室町高齢者保健福祉計画・第8期芽室町介護保険事業計画に向けたスケジュール等について説明。作業進捗状況として、ニーズ調査集計、在宅介護実態調査の集計、介護保険事業計画骨子案の検討等を行っている。8月～12月に関係団体との意見交換を行う。

委員長：質疑を行います。

委員長：要配慮者支援事業。

中田委員：要配慮者台帳の現登録者数2,497人。台帳は支援が必要な方を明確にするためだと思うが具体的にどのように活用されていくのか。

保健福祉課長：1. 65歳以上の方、2. 手帳を持つ方、3. 要支援以上の認定を受けている方、4. 難病患者の方、5. 乳幼児・妊産婦・外国人等の1～4以外の方で何らかの支援が必要な方。

中田委員：自宅にいることの被災リスクをその方々に伝え、災害時どのように行動するのか、個別に計画を作成していただけるような考えがあるのか。

保健福祉課長：保健福祉課の所管は支援が必要な方のデータベース化。災害時の個別計画についての所管は総務課になるが、順次進めているとのことである。

橋本委員：実際にはどのように避難所まで案内するのか。

保健福祉課長：平成28年の台風災害を踏まえ、要支援者についてまず把握することが必要で平成29年にこの調査を実施した。近くに支援者や家族が同居しているなど程度がそれぞれ違うが、その状況は保健福祉課、総務課とも把握している。自主防災組織ができていない町内会には、個別計画の策定に至るまで対応できる場所があり、要支援名簿を管理することに同意をいただいたところに情報を提供している。2,400人すべては把握できていない状況だが、特に支援が必要な方は町で手立てを計画するスケジュールで進めている。

橋本委員：平成28年度の災害時、避難所である総合体育館に向かう方の中に、車いすの高齢者を押す高齢者や乳児を抱えている女性がいた。消防団のバスで3回くらい送った。町は大型バスを保持していない。こういった際に必要と考えるが、町内バス会社と協定結ぶなど予定は。

委員長：地域安全係が関わる内容だが、保健福祉課で把握している範囲で。

保健福祉課長：約 2,400 人の移動支援が必要な方についても個々の調査を行っている。

住民票や介護保険認定情報をもとに作っているが、2, 3年で介護度が上がっているかた、住民登録はしているが施設入所している方等、訪問や電話で支援の必要具合を見極めたい。

委員長：地域生活支援事業。

梶澤委員：地域おこし協力隊任用・採用が遅れているとのことで募集の延長をしているが、応募がなかった場合の対応は。

保健福祉課長：期限の 4/30 まで募集がなく、6/30 まで延長して募集している。応募はないが、問い合わせはあるので期待しているところ。地域おこし協力隊員の業務としては、体験住宅での指導、管理がメイン。町として対応する部分であるので、応募がなかった場合は保健福祉課で業務に支障が出ないように対応していく。

梶澤委員：コロナ対策で職員は業務多忙と思うが、体験住宅の業務をすることは可能なのか。

保健福祉課長：平成 30 年度に体験住宅のニーズ調査を行い、その人数に対応すべく令和 2 年度に体験住宅を整備して 10 月に実施していく予定でいる。地域おこし協力隊が確保できない場合、町の職員対応となるが、体験日数を縮小するなどのスケジュール調整を検討する必要があると考えている。

梶澤委員：協力隊の方、町の職員いずれにしても、障がいを持たれている方への対応としてある程度のスキルが必要と考えるが。

保健福祉課長：協力隊の募集要件は、障がい福祉に携わった方として応募をかけた。体験住宅希望者は 15 名おり、利用期間や利用者の障がいの重さ等も調整しながら進めていきたい。

常通委員：障がい者福祉計画について。策定するにあたりアンケート実施とあるが、対象者、人数等の内容は。

保健福祉課長：第 5 期では、障がい児 131 人、障がい者 331 人、保護者についても対象とした。回答率は 5 割前後となっている。今回も回答率が上がるよう、内容精査していきたい。

常通委員：集約した中で、困りごととも聞くとと思うが、解消する手法も計画に盛り込もうとするものなのか。

保健福祉課長：内容は、生活条件、雇用、医療、住まい、教育、災害時の不安等。前回アンケートが基本となるが、コロナもあるので総合的に取り進めて生きたい。

梶澤委員：第 5 期の評価は具体的にどのように行うのか。

保健福祉課長：町の方針として、生まれてから教育、就職に至るまで、人生の中で障がい児が成長できるような体制づくりを基本としている。福祉の枠組みは国のスキムで動くことが多いが、地域生活支援事業については利用者のニーズに応じて動くことができる。町は就労支援に特に力をいれており、生活支援事業について強化していくという考えをもとに計画を策定していきたい。

梶澤委員：第 5 期計画を検証して第 6 期につなげなければならない。第 5 期をどのように評価していくのか。

保健福祉課長：自立支援協議会でもって、障がいに関わる方以外にも意見を伺い検証していきたい。

梶澤委員：利用者のニーズが最大限発揮されるような計画にしなければならない。アンケートは非常に重要。前回18歳未満の手帳保持者の保護者のアンケート35.9%と低い。回答率を上げるための努力は何か考えているか。

保健福祉課長：回答率を上げる努力は継続していく。自立支援協議会の構成員には柏の里施設長、社協及び商工会の事務局長、十勝総合支援センター、十勝障がい就業生活センター長がいる。障がい者の方からどういう相談が上がっているか等意見交換の中で検証しながら次期計画を策定していきたい。また、言葉を育てる親の会、どんぐり会等常日頃から意見交換をしている。ほかに未来ミーティングといった機会でもって、要望を確かめながら進めたい。

橋本委員：希望者に障がいの重い方がいるとのことだが、体験住宅の施設の工事、備品の内容は。

保健福祉課長：具体的内容は障がい福祉係長からお答えする。

障がい福祉係長：体験住宅の工事は、水道管、電気設備、外壁工事、電話復旧工事を予定。備品は、テレビや冷蔵庫等の家具家電としている。

中田委員：働く障がい者の生活支援として、インフルエンザの予防接種の費用助成は必要と考えている。今後、費用助成することを検討する予定はあるか。

保健福祉課長：インフルエンザ予防接種の要望があることは承知している。助成については相対的なこともあるため、予算編成に向け検討していく。

渡辺委員：前回アンケートで災害時の避難について不安を持っている方が多い結果になっている。一人で避難できると回答した方は18歳未満で8.5%しかいないことから、保護者が不安を抱えていることが推測できる。福祉避難所の場所を知らない、大勢いる場所に行くのがためらわれるといった方がいる中、福祉避難所の拡大についてどのように捉えているか。

保健福祉課長：福祉避難所は3か所あり、充足しているとは思っていないが、コロナウイルス感染拡大防止という視点で、避難所を運営していくことが重要。災害時の困りごとに対応できるような体制を検討していくことが大切と考えている。

渡辺委員：災害時の台帳登録について、障がい者でも知らない方がいる。登録してもらうような働きかけは。

保健福祉課長：新たに手帳取得した方等に、個別に登録や避難行動計画の登録・策定に協力いただけるような取り組みをしている。

委員長：介護保険一般管理事務。

中田委員：コロナの影響により今後認定を受ける方が増えていくのでは。まず認定者を増やさないための施策は。

課長：訪問、通所サービス等を控える方が多くなった。第7期で認定を受けないような方策として、高齢期の健康づくり、社会参加、暮らしの安心と不便の解消など第7期ベースに考えていく。高齢化は進んでいる状況にあることから、ニーズに対応できる対策が必要と考えている。

委員長：以上で調査事項「ア 保健福祉課の主要事業等について」を終わります。

イ 住民生活課の主要事業等について

委員長：担当課から説明願います。

住民生活課長：公営住宅維持管理事業、斎場管理運営事業、可燃・不燃等ごみ収集処理事業について、それぞれの担当補佐、係長から説明します。

課長補佐：公営住宅維持管理事業。資料2-1により説明。検討課題及び解決策、各方針の詳細は資料のとおり。昨年度改定した芽室町公営住宅長寿命化計画に基づき、課題、解決策について記載している。計画の内容は、老朽化している5団地382戸を最終的に除却、用途廃止し、中心市街地に新たに借り上げる90戸の公営住宅に移転・集約する。将来の管理戸数は令和8年度544戸、令和11年度で454戸。スケジュールについては、移転集約対象世帯に係る基礎資料作成はすでに取り組んでいる。移転対象となっている方の詳細なデータを分析、一覧にし今後の移転補償や移転先の確保に役立てる。入居者移転集約及び公営住宅除却に係る計画作成については、現状の分析を行った上で、入居者の意向調査を行い、どの時期にどの住宅を移転補償かけて除却していくかという内容である。

生活環境係長：斎場管理運営事業。資料2-2により説明。検討課題及び解決策、各方針の詳細は資料のとおり。昨年度整備基本方針が策定された。今年度は耐震診断を行い、整備やコスト等の検討を進めていく。契約についてはは5月に終了しており作業を進めているところ。その結果7月から8月に出た結果により、最終的に3月までに今後の方針を検討していく。昨年も地域の方との意見交換を行った。今年度も7月の地区懇談会で、現在の進捗状況を説明する。未来ミーティングまでに町の考えを説明していきたい。

生活環境係長：可燃・不燃等ごみ収集処理事業。資料2-3により説明。検討課題及び解決策、各方針の詳細は資料のとおり。来年度からスタートするごみ処理基本計画について、基本的な考え方を取りまとめているところ。今年の12月を目途におおよその原案を固め、庁内協議、パブコメを経て本策定としていきたい。また、環境審議会で意見をいただきながら進めていきたい。なお、6月審議会開催予定となっているが、委員の方への考え方等の情報提供はコロナの影響もあり文書で行っていきたい。10月で審議会委員の任期が満了となるため、引き継ぎを十分に行っていききたい。

委員長：質疑を行います。

委員長：公営住宅維持管理事業。

常通委員：スケジュール案について。前回委員会で説明あった内容から特に変わっていないか。

課長補佐：変更はない。

委員長：斎場管理運営事業。

梶澤委員：2020実行計画をみると、近隣市町村等の広域的な対応を検討し整理をしていくとのことだが進捗状況は。

住民生活課長：近隣市町村との意見交換は、昨年5月で状況の確認、相互利用について話しをしている。方針を定め、耐震診断を行っているが方向性が固まった段階で費用も含め、検討を続けていく。

委員長：可燃・不燃等ごみ収集処理事業。

中田委員：これまでのごみ減量に向けての成果や分析、今後の課題等について伺いたい。

生活環境係長：現計画の実績集計を進めているところ。元年度の数値は成果の説明で示していく。今後新たな計画に向けた推計も十勝圏複合事務組合と調整しながら考えていきたい。今後の内容は1. 生活排水処理計画について、し尿処理も一般廃棄物という取り扱いになることから、ごみ処理計画とあわせて1つの計画にしていく。2. 食品ロスの削減の推進。帯広市が一般廃棄物処理計画の中で文言の記載をしている。芽室町においても内容に含めていきたいと考えている。3. ごみ回収について、他町村の違いやごみ収集における課題は、昨年度一般質問での町長答弁の内容を含め、今後検討していきたい。

中田委員：生ごみの分別や処理について調査の予定は。

生活環境係長：現時点では調査する考えは持っていない。クリーンめむろ環境基本計画を策定しているが、その中で食べ物の取り扱いについて記載している。こういったことも交えながら計画策定していきたい。

常通委員：ごみ処理の手法も年々変わってきている。生ごみをシンクに入れ処理する機械もある。

住民生活課長：ディスポーザー。管内では帯広市と音更町が許可制でもって導入を認めている。下水に負担がかかる行為であるため、水道課との協議を持ち検討していきたい。

委員長：以上で調査事項「イ 住民生活課の主要事業等について」を終わります。

ウ 社会教育課の主要事業等について

委員長：担当課から説明願います。

社会教育課長：コミュニティスクールの推進（今後の地域学校協働活動の推進について）について。昨年町内小中学校で学校運営協議会が設置され、コミュニティスクールの取組開始となった。年末には地域学校協働本部を立ち上げ、今年度から本格的に実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大により、準備の途中から調整できない状態で今日に至っている。これまでの取組経過の確認と今後のスケジュールについて、社会教育係長から説明する。

社会教育係長：資料3により説明。

1. 会議等について。昨年5月に学校運営協議会合同会議を開催、その後町民活動支援センターとの意見交換会、PTA連合会文教懇談会において地域学校協働活動の説明を行った。12月に地域学校協働本部会議を開催。構成員は各学校の運営協議会から1名ずつ、社会教育委員3名、町民活動支援センター3名、教育長の計12名となっている。2/25の本部会議において、支援センターとの意見交換会の内容や、地域学校協働活動ボランティアの募集について協議し、新年度の事業展開を考えていたが、コロナの影響により会議を中止しており、開催に至っていない。
2. 地域学校協働活動の取り組み事例について。十勝スカイアースの協力による自動の体力測定、町民ボランティアによる書道の授業補助、農業者の協力による長いも収穫体験等を実施。CS制度導入前から実施している学校農園の授業、商店街協力

による町探検の取り組みを行っている。

3. 令和2年度の取り組みスケジュールについて。開催できなかつたためむろ郷育・夢育応援団本部会議を6/29に開催する。7月上旬には令和元年度の各学校の地域学校協働活動の取り組みのとりまとめ、7月中旬ボランティア募集、8月以降は学校からの要望の調整・各事業へのボランティア等の派遣を考えている。実際は2学期が始まってからを想定している。ボランティア登録用紙は4ページのとおり。授業、学校図書館運営、環境整備等々の支援を想定している。
4. 推進体制について。各中学校区にコーディネーター1名配置。学校現場の負担を減らすことを目的に、学校から要望聴取し対応可能なものをボランティアと調整を図る。また授業等を確認し手伝いの提案を行う。コーディネーターの人材は芽中区の学校運営委員会からの推薦を想定。西中は地域おこし協力隊員、上美中は生涯学習推進アドバイザーとしている。ボランティアには協力可能な項目に登録いただき、学校からの要望をコーディネーターが調整し、学校で活動実施となる。終了後は、学校から意見、感想を求め今後にかき立てていく。応援団本部会議やボランティア同士の意見交換を実施し、つながりや内容をブラッシュアップし、基盤を作っていく。実施フローについては3ページのとおり。

委員長：質疑を行います。

梶澤委員：以前はCSについては学校教育課、地域学校教育活動については社会教育課が説明していたが、担当が変わったのか。

社会教育課長：教育委員会一体で取り組むことに変わりはないが、役割分担として学校運営協議会は学校教育課、地域学校教育活動は社会教育課となる。本日説明したCS全体の取り組みでの、今後の地域学校協働活動をどう進めていくかということで、社会教育課が説明させていただいた。

梶澤委員：CS、地域学校協働活動しっかり連携して活動していくことが重要。情報共有はできているか。

社会教育課長：本日の説明にあたって、学校運営協議会の開催状況については教委として情報共有している。運営協議会については全ての学校で開催されていない状況。開催できていない学校の今後の取り組みについても情報共有していくし、課題等も適格に捉えた上で、地域学校協働活動としてこういった支援ができるのか組み立てなければならぬ。両課の情報交換はこれまでも行っているし、これからも十分にやっていきたい。

梶澤委員：地域学校協働活動に関しては、学校運営協議会が開催されないことには繋がっていない。

社会教育課長：全ての学校ではなく一部の学校で開催されていないという状況。学校が再開されたので、今後調整しそれぞれの学校で協議会が開催されることを前提に地域学校協働活動の取り組みを進めていかなければならぬ。令和2年度、本格的に始動するといわれていたが、今年については約2か月学習に遅れを取っている。今、地域学校協働活動が何をすべきか、現場の教員の意見を伺いタイムリーにやっていきたい。

梶澤委員：学校運営協議会は構成員が納得し承認することで始まる。CS内で課題が

話されて初めて地域学校協働活動が生きてくる。それができていない学校がある中、教員だけの意見でサポートしていくというのはどうか。構成員には保護者代表、町内会、学識経験者等がおり、様々な意見が聞ける。集まらなくてもできる会議、書面等、オンラインでできるものもあるが現状はどうか。

社会教育課長：未開催の学校運営協議会がいつできるかは調整できていないが、協議会を終えた学校もあり、協議会構成員である関係機関の方々がいる中、今ある課題について熟議がされていると思っている。その中でこの時期にどんな支援が必要か把握し、支援体制を構築していきたい。開催されていない学校については、直接学校に出向く等、今後のスケジュールを組んでいきたい。集まること以外を含め、この状況でこの時期に何ができるのかきちんと把握したい。学校現場での課題、関係機関や地域で何ができるのか、そういった議論の場、そしてどんな支援ができるのか調整する地域学校協働本部の機能を早急に始動していきたい。

梶澤委員：学校運営基本方針、これを学校運営協議会のメンバーにお知らせして理解していただく。それに対しての意見をいただくことも今後必要になってくると思うが、運営協議会でそれを行っているか。

社会教育課長：準備段階から事務的作業をどこまでしているかは把握していないが、協議会の中で議論、熟議される内容について事前準備をされているということ为前提に地域学校協働の調整を行っていきたい。承知していないこともあるため、運営協議会の進め方もこれまで以上に把握していきたい。

寺町委員：ボランティア募集チラシについて。英語や国語指導等は資格を持った方とするのか、資格がなくても応募できるのか。

社会教育係長：あくまでも指導補助であるので、資格要件が必要ではない。

寺町委員：指導補助とはいえ、人格者である必要があるのでは。

社会教育係長：学校が求める人材とボランティアの技術、これをコーディネーターや職員がレベルに達しているのか判断し願います。町内で書道をされている方について、学校とも調整し派遣した実績がある。

梶澤委員：町民活動支援センターの登録団体については周知しやすいと思うが、町民への働きかけは非常に大きいと考える。周知として、この登録用紙のほかにどういった資料をつけて周知するのか。

社会教育課長：「学校支援ボランティア」がどういったものがわからないということが多いと思う。芽室町で取り組んでいるCSの考え方やCSを進めることで何を期待しているのかを含め、制度の説明、この町の子どもたちをどういった資質で育てていきたいのか学校のビジョン、これを達成するために地域として何ができるのか例として挙げ、協力いただける方に応募してもらおう。学校が求めるものと提供できるものがわかりやすく伝えられる内容にしたい。

梶澤委員：CS通信14号まで発行している。これは町の公式HPに入らないと見ることができない。CS通信を町民に見てもらえるようにすることで、広く周知できるのでは。CS通信を見る機会がない方への周知の取り組みは。

社会教育課長：1月下旬当委員会で同じ質問があり、学校側も含めた情報発信に努めていきたいと答えた。今後の事業推進に向けてこれから応援団本部会議を開催する。

今の情報発信の仕方は不十分であることは認識している。効果的な方法を組織の意見をもらいながら積極的に情報発信に努めていきたい。

梶澤委員：昨年から出ていた意見である。今の答弁ではこれから行うとのことだが、現在まではやってこなかったということか。

社会教育課長：1年前から様々な団体と調整し、ある程度の共通認識に立っていた。広く町民向けにCS導入にあたって、どういった取り組みがあって、どう変わるか、どういった期待を持っているか等、そういった内容周知が十分ではなかった。事業推進にあたっては広報活動も十分に行っていきたい。

常通委員：2/25 開催本部会議が中止され次回6/29まで4か月経ってしまったが、今年度の事業は、当初の予定どおりすべて行うことができるのか。

社会教育課長：地域学校協働活動のボランティア募集がずれ込んでいる実態がある中で、活動の量よりは質が問われると思っている。様々な課題がある中で何を支援するのが一番効果的なのか、ここに特化して効果的な事業を進めることが重要と考える。

委員長：以上で調査事項「ウ 社会教育課の主要事業等について」を終わります。

エ 学校教育課の主要事業等について

委員長：担当課から説明願います。

学校教育課長：食農教育及びめむろまると給食について、一括で説明したい。食農教育は今年度初めて農業体験等企画していたが、コロナの影響により中止となった。その代わりにまると給食における食農教育の在り方が特に大きいと考えている。

学校教育課長補佐：資料4-1により説明。食農教育について。農業の町であるという地域特性を生かし、地元の農畜産業に理解を深めるということと、郷土を誇りに思い愛する子どもたちを育てたいということで、食農教育の取組を推進してきた。小学校の授業15時間で計画を立てていた。学校、JA、指導農業士等の連携のもと進めてきた。農畜産業の理解を深める、自分の町を誇りに思う、この2つについて学んでほしいという活動である。

給食係長：資料4-2により説明。まると給食について。

1. 現状 町内の小中学校児童生徒及び教職員を対象とし、食育事業を拡大するため、学校給食を通じ地元農畜産物を食材に使用した特別メニューを献立に取り入れる。町の基幹産業である農業の大切さと食に対する意識を高めることで、地産地消の推進と食育指導の充実をつなげることを目的に、平成17年度から行っている。給食提供日数の少ない4、8、1月を除き9回実施しているがコロナの影響により3月は実施できなかった。また、令和2年度は臨時休校により5月は実施できていないが、6月から3月まで9回実施を予定している。給食材料費については小中学生保護者負担金に昨年同額200円上乗せし食材を購入する。
2. 令和2年度まると給食について 食農教育をキーワードとして事業を実施する。具体的には、
資料②芽室産農畜産物への理解を深めるため、配布資料の充実を図るとともに、給食時間を利用したミニ食育授業を行えるか検討する。

資料③臨時休校により通常の給食が6月から始まったこと、まるごと給食が6月の1回しか実施できない状況であるため、7月以降に児童・生徒、保護者を対象に実施回数や提供食材、要望等についてアンケートを行う。

資料④以前から行っている食に関する指導の見直しを行う。栄養教諭が町内の農業生産現場や農産物加工施設を見学した上で理解を深めてもらう。

資料⑤農業生産者を学校に招き生の声を児童・生徒に伝え交流の場をつくり、今まで数回実施したが、密を避けることから今後実施について検討していく。

委員長：質疑を行います。

委員長：食農教育とめむろまるごと給食一括。

常通委員：食農教育について。今年度、体験ができないから座学的な要素の強い内容となっているのか。

学校教育課長：現場に出られないことは大きな痛手である。まるごと給食の座学についても、通常であれば素材を作っている農家さんに学校に来ていただき、一緒に食べるという仕組であった。しかし今の給食時間の状況は静かに食べることになっている。食に関する指導は、全学年に対し例えば家庭科等で1時間程度時間を取り行っていた。その中で特に小2・小6で、ひとつの野菜をテーマに作付から収穫、一次処理加工してみんなで食べるという、農家さんや一次処理加工の事業者の協力をいただき一連の流れを座学で学ぶという取組を行っていきたい。

常通委員：芽室町として重要であるのでしっかりやってほしい。

学校教育課長：まるごと給食については、昨年の委員会で、まるごと給食で食農をクローズアップしてはという提案をいただいた。現場に出られない分、JAや農業指導会の協力の中ぜひ進めていきたいと考えている。

渡辺委員：まるごと給食の②について。現在、給食時間はどのくらいあるのか。

学校教育課長：概ね30分。

渡辺委員：準備等を含めると実際に食べられる時間は更に短くなると思われる。保護者からは大変短いという声が上がっている。ミニ食育授業をこの中で行うのは難しいのではないか。

学校教育課長：今までは給食時間に生産者が来て食べながらレクチャーしていた。今年度はそれが難しいので、前段でお話しいただいてお引き取りいただくといったことが必要と考えている。それが難しければ、授業1時間の中でやってもらうというのが今年度の展開になる。

渡辺委員：給食そのものが食育と考える。例えば、給食時間を5分、10分延長するという考えはないか。

学校教育課長：給食時間の長さは必要であるが、6時間授業における仕組自体を全体的に調整しないと給食時間を増やすのは難しい。全般的に単元の在り方も含め考えなければならないこと。意見としていただく。

梶澤委員：この事業は年間の総合学習でもともと15時間確保されていた。その中の1時間でも、生産者等と呼び食育を行うことは可能ではないか。

学校教育課長：コロナの影響により失った時間が70時間。これを確保するために夏休み10日間、冬休み5日間授業をしなければならず、子どもにとっても精神的負担が

強いられる。今年度に限っては15時間ほど無くなったと考えている。ただし1時間程度であればというのも最大限に踏まえ、家庭科等の授業の中で栄養教諭と生産者とセットで食農教育をやらせていただきたいと小中学校にお願いしている。

委員長：以上で調査事項「エ 学校教育課の主要事業等について」を終わります。

委員長：自由討議についてお諮りします。

梶澤委員：自由討議は必要ない。ただ、今年度CSを抽出事業に掲げているにもかかわらず、意見が出てこないのはおかしい。勉強会でもいいので論点を整理するなど行う必要がある。

委員長：至急正副で調整を行う。以上で調査事項を終わります。

3 その他

(1) 次回委員会の開催日程について
正副委員長一任とします。

(2) その他

委員長：1. 定例会議の振り返りについて意見を提出していただきたい。6/30までに委員長まで提出願いたい。

2. モニターアンケートへの返信について。本来であれば第3回モニター会議で意見交換をするべきところだったが、モニターからいただいた意見に対して、委員会としてこういった内容で紙で返答したい。このような内容でよいか。よければ正副で精査してお返ししたい。

梶澤委員：2つの委員会同じ様式で返すことを議運で決定しているため、様式を変更して行っていただきたい。

委員長：体裁を整えてやっていく。

委員、議長、事務局ともになし。

以上をもって、厚生文教常任委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	0名	議員	0名	合計	0名
------	-----	----	-------	----	----	----	----	----

令和2年6月25日

厚生文教常任委員会委員長 立川 美穂